

3 許可申請に必要な書類

次の(1)から(3)に掲げる書類を主たる営業所を管轄する庁舎に提出してください。

(1) 法定書類A（提出部数：1部）…法定書類Bとは別に紐綴してください。

綴り順	様式番号	名称	申請区分（P.13を参照）						記載例等
			1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	6 般特＋追加	5 更新	
A1		表紙	○		○	○	○		
A2	第1号	建設業許可申請書	○		○	○	○	○	P. 21
A3	別紙1	役員等の一覧表 ※ 法人のみ	○		○	○	○	○	P. 22
A4	別紙2 (1)	営業所一覧表（新規許可等）	○		○	△	○	○	P. 23
A5	別紙2 (2)	営業所一覧表（更新）	△		△	○	○	○	P. 24
A6	別紙3	収入印紙、収入証紙、登録免許税領収書 又は許可手数料領収証書はり付け欄	○		○	○	○	○	
A7	別紙4	専任技術者一覧表	○		○	○	○	○	P. 25
A8	第2号	工事経歴書	○※		○	▲	■	■	P. 26
A9	第3号	直前3年の各事業年度における 工事施工金額	○※		○	▲	○	○	P. 27
A10	第4号	使用人数	○※		○	▲	○	○	P. 28
A11	第6号	誓約書	○		○	○	○	○	P. 29
A12	第7号の3	健康保険等の加入状況	○		○	○	○	○	P. 35
A13	第11号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表	●		●	●	●	●	P. 41
A14		定款の写し ※ 法人のみ	○		☆	△	△	△	P. 45
A15	第15～19号	財務諸表（法人用又は個人用）	○		☆	▲	☆	☆	P. 45
A16	第20号	営業の沿革	○		☆	○	○	○	P. 43
A17	第20号の2	所属建設業者団体	○		☆	△	△	△	P. 44
A18	第20号の3	主要取引金融機関名	○		☆	△	△	△	P. 44

【表の見方】（以下（2）、（3）において同じ。）

○：必ず必要な書類（○※：許可換え新規については省略可）

●：該当する場合に必要な書類

■：更新申請する業種については省略可能な書類

△：変更がなければ省略可能な書類

▲：省略可能な書類

☆：一般建設業の許可を申請する場合は省略可能な書類

(2) 法定書類B（提出部数：1部）・・・法定書類Aとは別に紐綴じしてください。

綴り順	様式番号	名 称	申請区分（P.13を参照）						記載例等	
			1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	5 般特追加	6 更新		7 般特更新
B1	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○		○	○		P. 30
	別紙	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○		○	○		P. 31
B2	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○		P. 32～
	別紙1	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○		P. 31
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○		P. 34
B3	第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	○		○			■		P. 36～
B4		資格証明書等の写し	該当するものを提出してください。				▲	該当するものを提出してください。 (更新分は省略可)		P. 38
B5	第9号	実務経験証明書								
B6		卒業証明書等								
B7	第10号	指導監督的実務経験証明書	●		●		●	●		P. 40
B8	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ※ 法人の役員等及び本人について作成すること。	○		○		○	○		P. 41
B9	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●		●		●	●		P. 42
B10		登記されていないことの証明書 又は医師の診断書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○		○		○	○		P. 45
B11		身分証明書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○		○		○	○		P. 45
B12	第14号	株主（出資者）調書 ※ 法人のみ	○		☆		△	△		P. 42
B13		商業登記法における登記事項証明書	○		☆		△	△		P. 46
B14		納税証明書	○		☆		▲	☆		P. 46

※ B1、B2はいずれか該当するものを提出すること。

(3) 確認書類等（提出部数：1部）・・・法定書類とは別にホチキス留めしてください。

綴り順	確認資料等	申請区分（P.13を参照）							備考	
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	6 般特十追加	5 更新	7 般特十更新		8 追加十更新
1	建設業許可申請書（写し）	○		○	○	○	○			A2の写し
2	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（写し） ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○	○	○	○			B1の写し
3	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号イに該当する者について作成すること。	●		▲	●	●	●			P.47
4	常勤役員等（経營業務管理責任者等）の常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	●		▲	●	●	●			P.47
5	常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての経験が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	●		▲	△	△	△			P.48～
6	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（写し） ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○	○	○	○			B2の写し
7	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について作成すること。	●		▲	●	●	●			P.47
8	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について提出すること。	●		▲	●	●	●			P.47 P.50
9	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験等が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について提出すること。	●		▲	△	△	△			P.48～ P.50
10	専任技術者証明書（写し）	○		○	△	△	■			B3の写し
11	専任技術者証明書（県様式2）	○		○	○	○	○			P.50
12	専任技術者の常勤性の確認資料	○		○	○	○	○			P.50
13	専任技術者の実務経験を確認する資料 ※ 「更新分」（申請区分7～9を含む。）については省略可	●		●	▲	●	●			P.51
14	指導監督的実務経験を確認する資料 ※ 「更新分」（申請区分7～9を含む。）について、指導監督的実務経験証明書が前回提出したものと同一場合は省略可	●		●	●	●	●			P.51
15	預金残高証明書又は融資証明書	●		●	△	△	△			P.12
16	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況確認資料	○		○	○	○	○			P.52
17	営業所の状況（県様式3～5）	○		○	○	○	○			P.52

※ 綴り順2, 6はいずれか該当するものを提出。綴り順3～5は綴り順2の書類を提出した場合に、綴り順7～9は綴り順6を提出した場合に必要（省略可能な書類あり。）。